

## 山口市身体障害者相談員設置要綱

### (目的)

第1条 身体に障がいのある者の更生援助の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障がい者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障がいのある者に関する援護思想の普及等、身体に障がいのある者の福祉の増進に資することを目的として身体障害者相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

### (受託)

第2条 相談員は、人格識見が高く、社会的信望があり、身体に障がいのある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、担当地域の実情に精通している者であって、原則として身体障がい者のうちから適当と認められる者に対して、第3条に掲げる業務を受託するものとする。

### (業務)

第3条 相談員の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障がい者地域活動の中核となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体に障がいのある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行うこと。
- (3) 身体に障がいのある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体に障がいのある者に対する県民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援護思想の普及につとめること。
- (5) その他前各号に付帯する業務を行うこと。
- (6) 年1回以上の研修を受けること。
- (7) ケース記録その他の帳簿を整備すること。

### (関係機関との連携)

第4条 相談員は、その業務を行うにあたっては、福祉事務所、民生委員等の

関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

(業務委託の期間)

第5条 相談員の業務委託の期間は1年とする。

(業務委託の解除)

第6条 相談員が次の各号の一に該当する場合は、該当相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり又はこれに耐えない場合
- (2) 業務を怠り又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

(相談員証の携行)

第7条 相談員は、その業務を行うにあたって、相談員であることを証明する証票を携行しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市身体障害者相談員設置要綱（山口市制定）、小郡町身体障害者相談員設置要綱（小郡町制定）、知的障害者相談員・身体障害者相談員設置要綱（秋穂町制定）、身体障害者相談員設置要綱（阿知須町制定）又は身体障害者・知的障害者相談員設置要綱（徳地町制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

